

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）9月1日付け令5〇〇第413号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）8月22日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、「〔〇〇課〕令和〇年〇〇月下旬において、〇〇課〇〇班〇〇主事に対して〇〇〇〇したところ、「現在、山口県に借金している金額を調査・集計中である。」と説明されたことに関する公文書全て（メモ含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報の不存在を理由として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年（2023年）9月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

〇〇の支給に際し、「税や共済償還金等、〇〇から控除されるものの有無を、審査請求人に限らず全ての〇〇について調査・集計した上で支給を行っている。〇〇の支給に関し、〇〇から問い合わせがあった際にはその旨を口頭で説明している。」とし、審査請求人への説明が他の〇〇と同様であったことから、本件請求に関する文書、データは存在しないとする実施機関の説明は特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 1 1 月 9 日	実施機関から諮問を受けた
令和6年 1 2 月 2 5 日	事案の審議を行った。
令和7年 2 月 2 7 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年2月27日現在)

※本件事案において、除斥となっている。